

前回の幼児教育・保育部会でいただいた主な御意見を踏まえた本市対応案（認可基準等）

1 小規模保育事業B型、小規模型事業所内保育事業の認可基準における保育士比率について

国基準	当初の 本市基準案	幼児教育・保育部会での主な意見	意見を受けての対応案
保育従事者における保育士の割合は <u>2分の1以上</u> とする	保育従事者における保育士の割合を <u>3分の2以上</u> とする	<ul style="list-style-type: none"> ・基準の引上げを行うと、保育士確保が現状よりも更に困難になるのではないか。 ・リタイアした世代を子育てに活用できないか考慮すべき。 ・政府の産業競争力会議において、「子育て支援員」の創設を行うよう提言されている。そういった資格も活用できないか。 ・一方で、保育の質の確保も重要。 	保育士の割合を <u>2分の1以上</u> とする（国基準どおり）。

【当初の案を変更する理由】

現行の昼間里親が新制度に円滑に移行できるよう配慮するとともに、保育士確保に支障が生じないように、基準の引上げは行わず、国基準どおりとする。

なお、小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業において、保育士資格者の比率を4分の3以上に引き上げた場合は、国制度において給付費の加算措置が講じられる予定である。

2 居宅訪問型保育の親族への提供制限について

国基準	当初の本市基準案	幼児教育・保育部会での主な意見	意見を受けての対応案
規定なし	介護保険の訪問介護の規定と同様に、同居家族への居宅訪問型保育の提供を禁止	同様の規定が設けられている介護保険では、別居家族へのサービス提供が問題になっている。別居家族についても制限を設けるべきではないか。	同居家族に加え、児童の直系血族及び兄弟姉妹による居宅訪問型保育の提供について制限を設ける。

【当初の案を変更する理由】

介護保険の訪問介護については、事業者指定の要件として法人格の取得を求められているが、居宅訪問型保育事業は法人格がなくても認可が可能（個人でも可）である。このため、給付の適正化の観点から、同居家族に加え、児童の直系血族及び兄弟姉妹による居宅訪問型保育の提供について制限を設ける。

3 幼保連携型認定こども園における3歳未満児に係る保育室の設置階について

国基準	当初の本市基準案	幼児教育・保育部会での主な意見	意見を受けての対応案
原則1階。 耐火構造及び避難階段等に関する要件を満たす場合は2階以上に設置することができる。 ※ 3階以上に設ける保育室については、満3歳未満児の保育室でなければならない。	国基準どおり	3歳未満児の保育室の設置階についても、階数制限を設けた方がいいのではないか。	国基準どおり（3歳未満児の保育室の設置階に制限を設けない。）とする。 ※ 園舎の国基準において、園舎は原則2階建以下とされ、3階建以上は特別の事情がある場合に限定されている。

【当初の案のままとする理由】

国基準において、3階建以上の園舎は特別の事情がある場合に限られ、さらに保育室を2階以上に設置する場合の耐火構造及び避難階段等に関する詳細な基準が設けられており、安全性が担保されていると考えられることから、国基準どおりとする。